

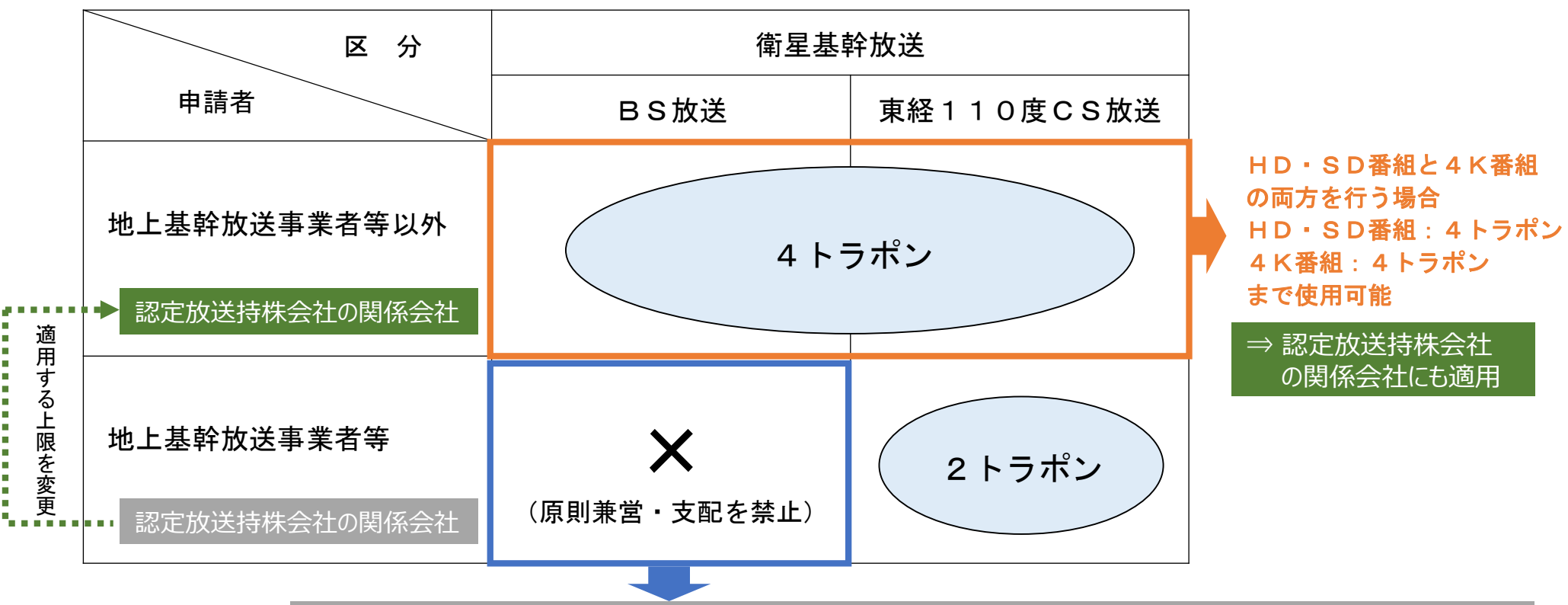
衛星放送における マスメディア集中排除原則の見直しについて

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会
衛星放送ワーキンググループ

令和6年3月6日

- 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」において、認定放送持株会社の関係会社である衛星基幹放送事業者に係るマスメディア集中排除原則については、衛星放送のシステムの安定運用の観点や放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から、緩和することが適当である旨提言。
- 具体的には、認定放送持株会社の関係会社が使用することが出来るトランスポンダ数の上限を、現状の0.5トランスポンダから、認定放送持株会社制度を利用していない衛星基幹放送事業者と同等の4トランスポンダとすることとし、所要の制度整備を実施（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令を改正）。

地上基幹放送事業者等：地上基幹放送事業者、地上基幹放送事業者を支配する者、地上基幹放送事業者により支配される者、地上基幹放送事業者を支配する者により支配される者（⇒ 認定放送持株会社の関係会社は地上基幹放送事業者等に該当）



第1章 衛星放送及びケーブルテレビ

1. 衛星放送

(2) 今後の方向性 (抜粋)

認定放送持株会社の関係会社である衛星基幹放送事業者に係るマスメディア集中排除原則については、認定放送持株会社制度の利用による衛星放送事業者の財政基盤の強化及び経営の安定化は、視聴者に対する安定的・継続的なサービス提供の確保の観点から重要と考えられ、放送の多様性の維持という点を含めて当面問題となる事項がないと考えられるのであれば、多元性について柔軟に考え、衛星放送のシステムの安定運用の観点や放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から緩和することが適当である。具体的には、認定放送持株会社の関係会社が使用することができるトランスポンダ数の上限を、現状の0.5トランスポンダから、認定放送持株会社制度を利用していない衛星基幹放送事業者と同等の4トランスポンダとすることが適当である。